

## 新型コロナウイルス感染症に関する生徒の登校可否基準

生徒の登校の可否については、本校の定める以下の基準に従ってご判断ください。

I (前提) 生徒本人または同居家族に発熱や、咽頭痛・咳・鼻水・下痢などの風邪症状、味覚・嗅覚障害など、新型コロナウイルス感染症罹患が疑われる体調異変があるときは、登校を控えて医療機関などにご相談ください。なお、平癒後の登校の目安は、発熱の場合は解熱剤を使用せずに解熱してから24時間以上経過後、他の症状については症状が消失した後を目安とします。

II 生徒本人に上記の症状がない場合は、以下の基準に照らしてご判断ください。

1. 家族が濃厚接触者と認定される可能性がある場合

- ① 該当家族に風邪症状等がなければ、生徒は登校できます。
- ② 該当家族に風邪症状等がある場合は、生徒は登校を控えてください。

※ なお、家族が濃厚接触者ではないと判明すれば登校できます。

2. 家族が（濃厚接触者の認定の有無に関わらず）PCR検査を受検する場合、生徒は登校不可となります。

- ① 家族のPCR結果「陰性」が判明すれば、生徒は登校できます。
- ② 家族のPCR結果「陽性」が判明し、生徒が濃厚接触者と認定された場合は、以下「3」へ。

3. 生徒が（濃厚接触者の認定の有無に関わらず）PCR検査を受検する場合、登校不可となります。

- ① PCR結果「陰性」が判明すれば、保健所（医療機関）指示の自宅待機期間終了後から登校できます。
- ② （無症状で）PCR検査結果「陽性」が判明した場合は、保健所（医療機関）の指示に従います。

\* 「家族」は「普段、マスクをせずに接触の多い人」に置き換えることができます。

\* 濃厚接触者の認定は、保健所（医療機関）が行います。

\* 生徒が濃厚接触者となった場合に、ご家族が職場や学校へ行ってよいかどうかは、その職場や学校の定めるガイドライン等に従ってください。

\* 上記のPCR検査は、医師や保健所の判断による抗原検査でも可とします。

\* 「欠席届」は本校WEBにあるものをご利用ください。新型コロナウイルス感染症に関連する欠席の場合は、原則として出席停止扱いとなり、欠席扱いにはなりません。